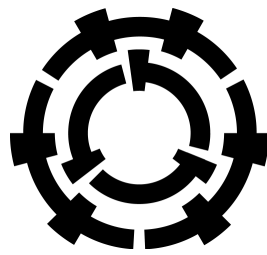
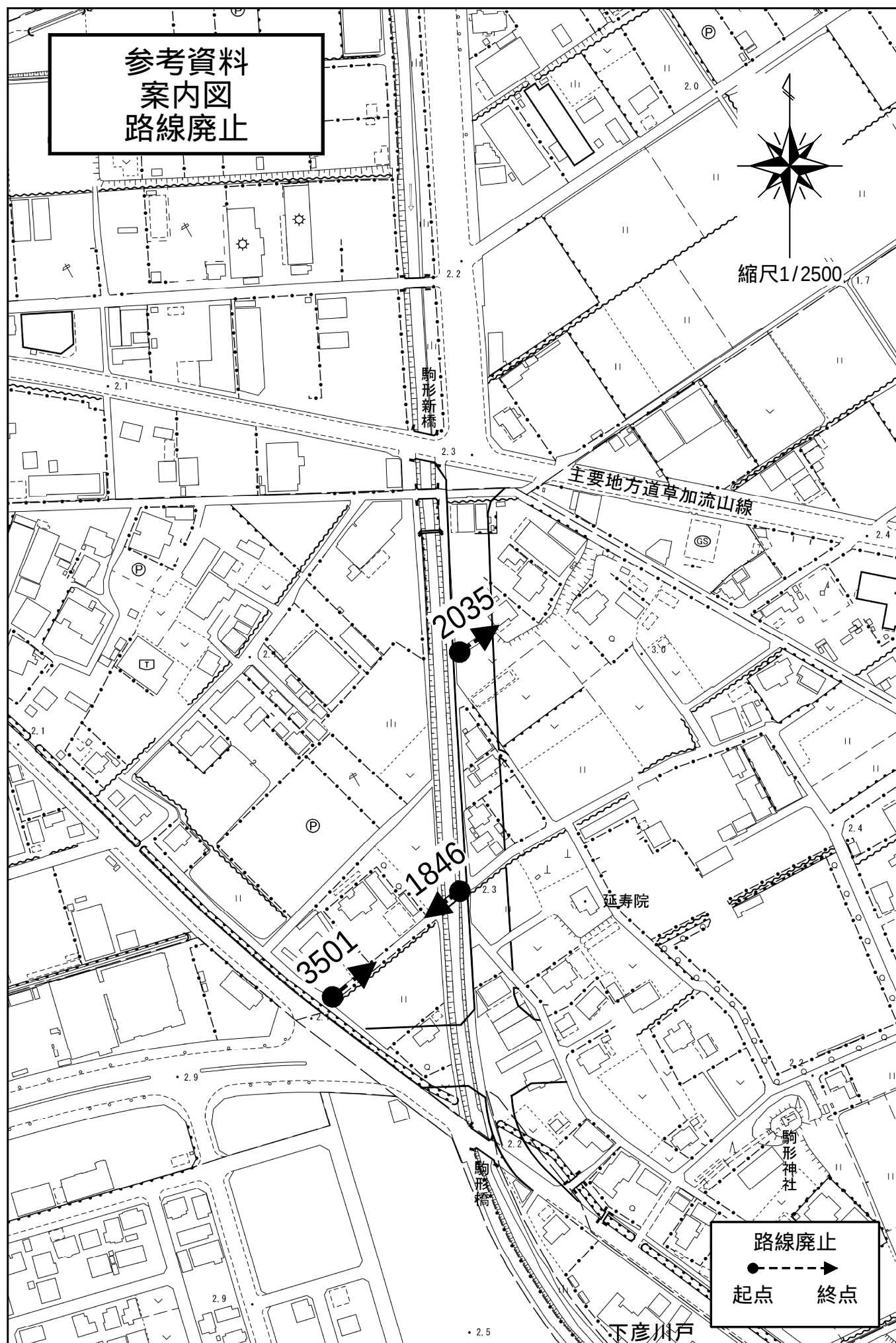
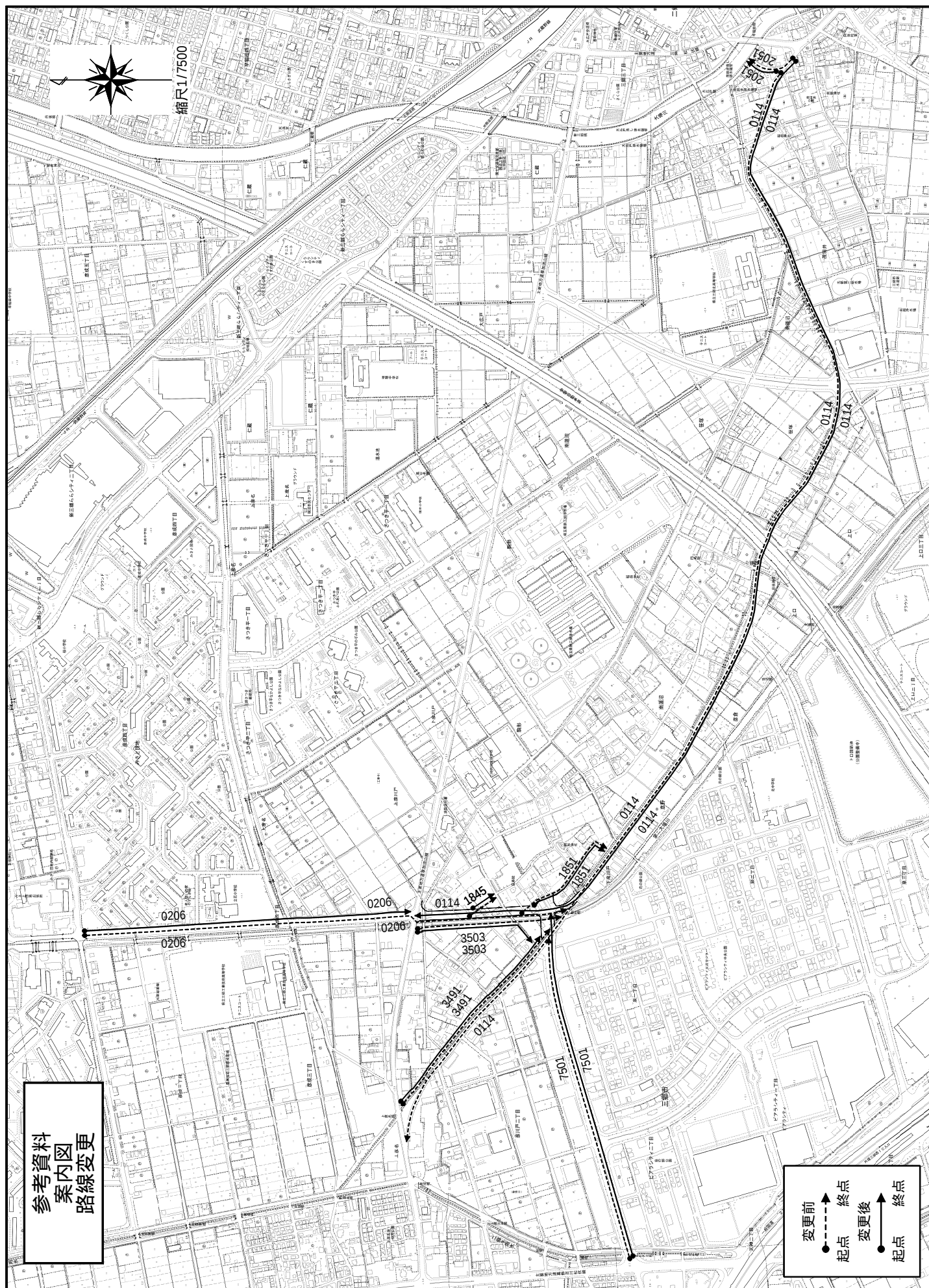


議案参考資料



令和 6 年 1 2 月三郷市議会定例会

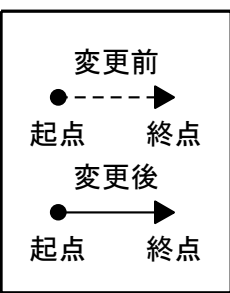
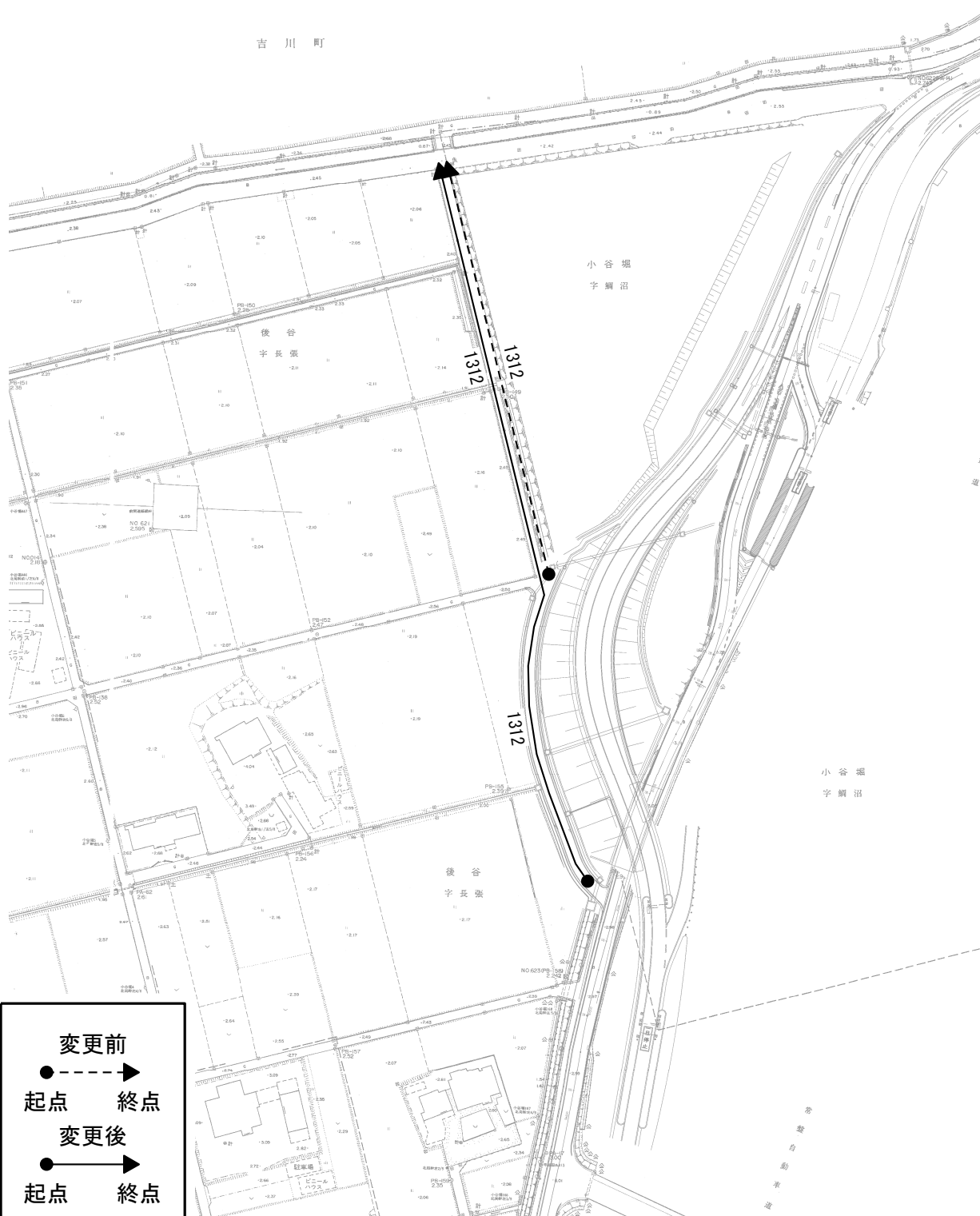


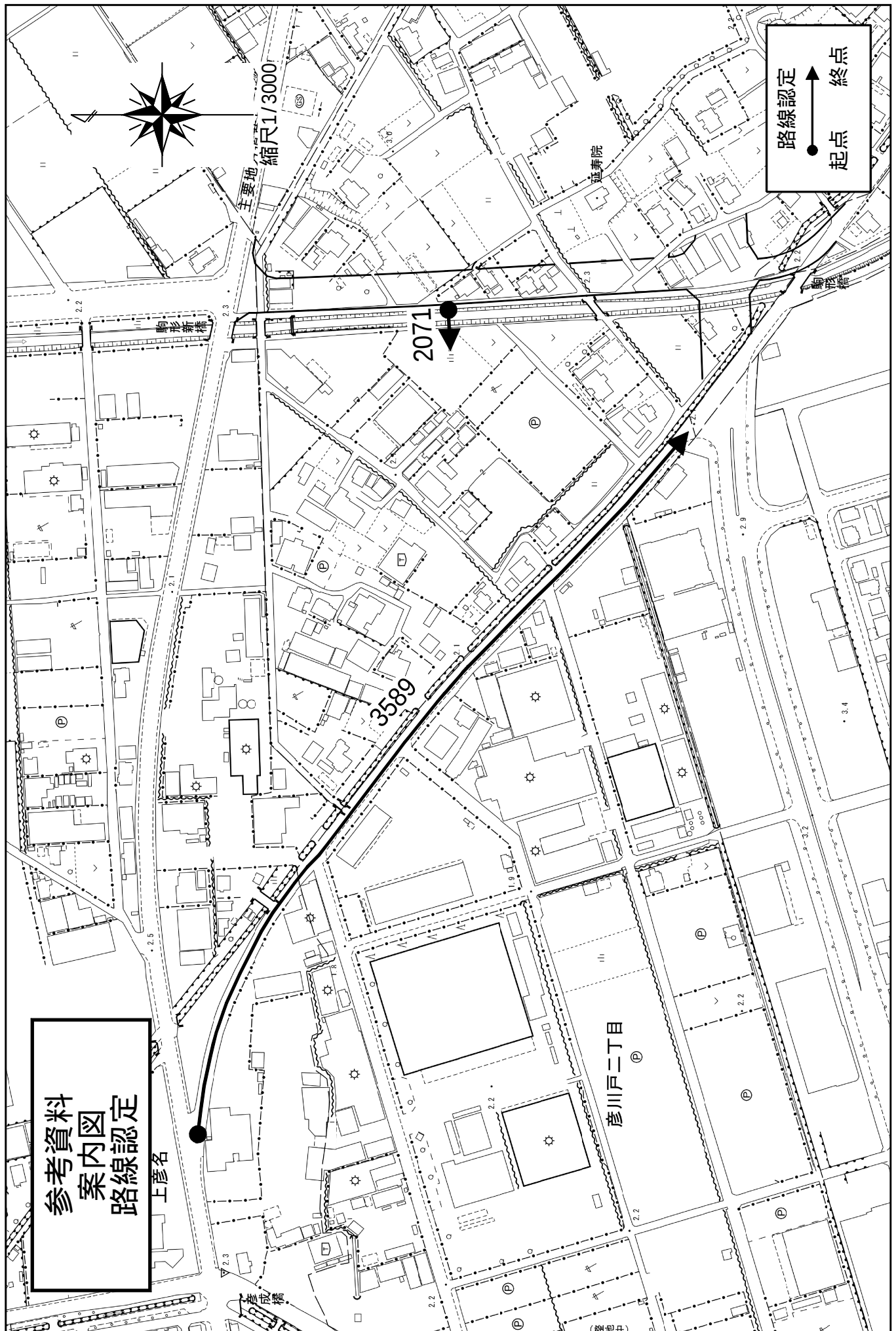


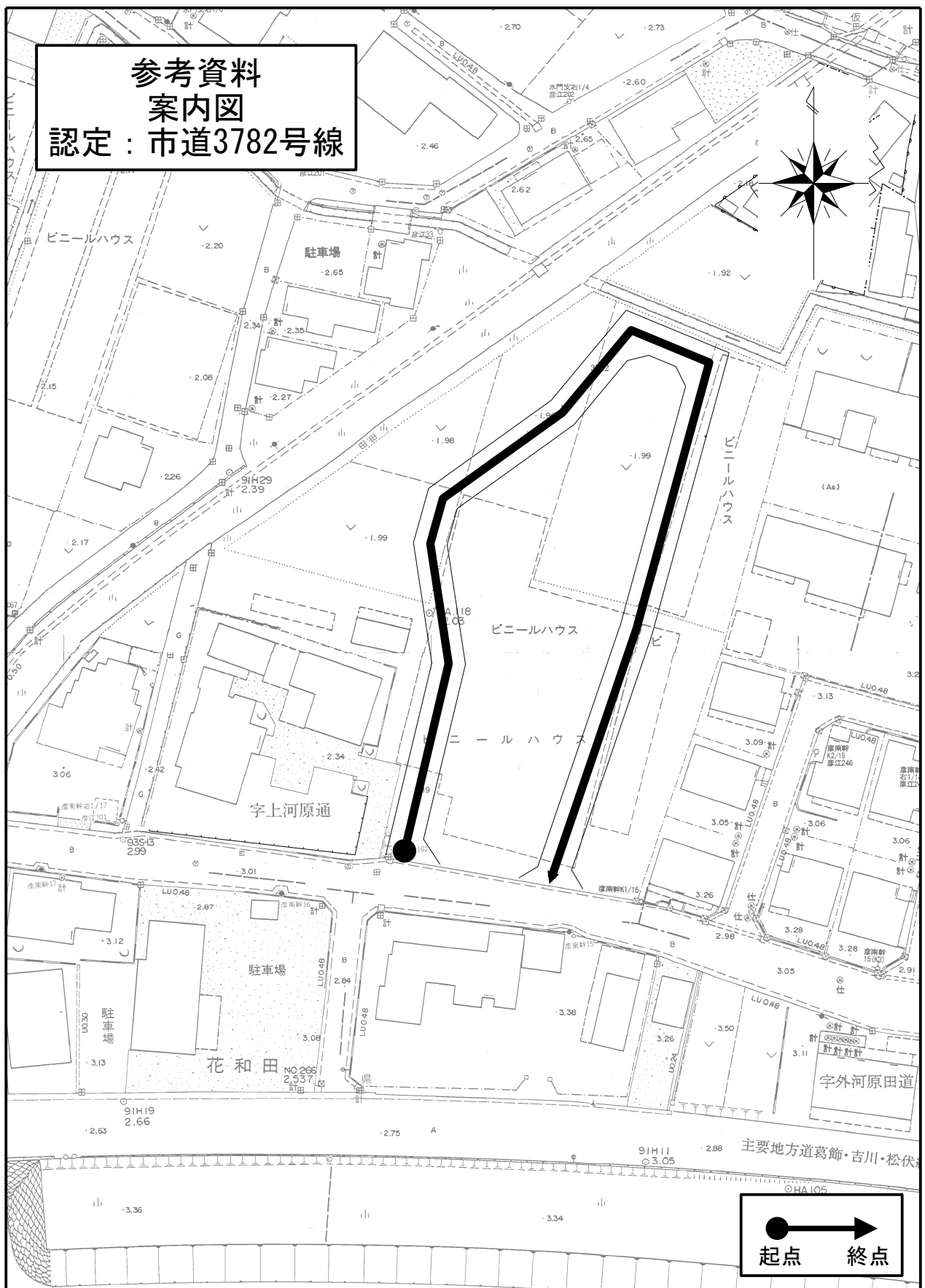
参考資料
案内図
路線変更

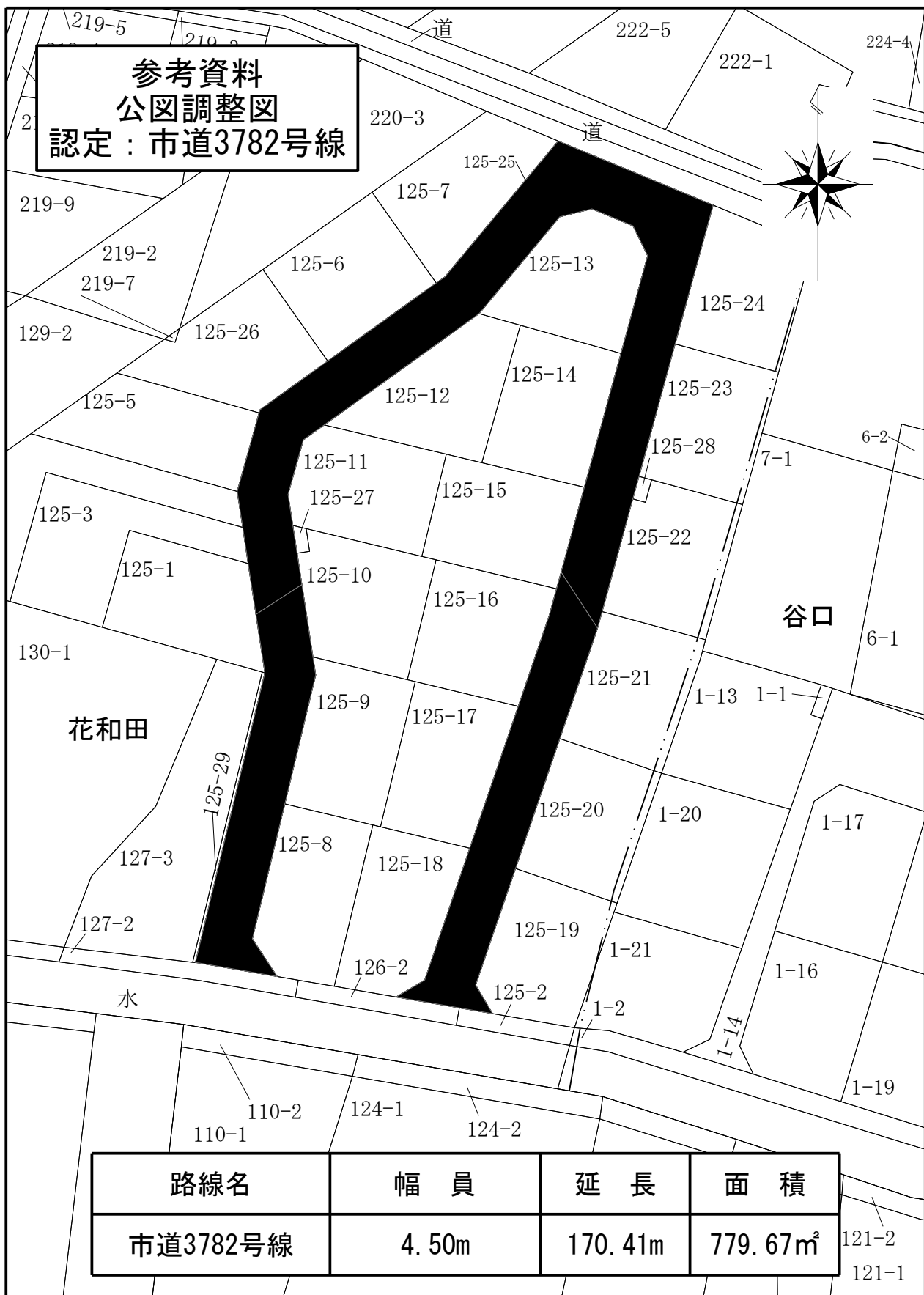


縮尺1/1500









(議案第64号参考資料)

三郷市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
(基本方針) 第3条 (略) 2 (略) 3 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「運営協議会」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員の基準及び員数) 第4条 1の地域包括支援センターが、担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (新設)	(基本方針) 第3条 (略) 2 (略) 3 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「運営協議会」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員の基準及び員数) 第4条 1の地域包括支援センターが、担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数(運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。	域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。 3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。																
<table border="1"> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>地域包括支援センターに置くべき職員およびその員数</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員およびその員数	おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	<table border="1"> <tr> <th>担当する区域における第1号被保険者の数</th><th>地域包括支援センターに置くべき職員およびその員数</th></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する者1人及び専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員およびその員数	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する者1人及び専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員およびその員数																
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																
担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員およびその員数																
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人																
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)																
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する者1人及び専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人																

三郷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一	(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一

部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託にあたっては、中立性及び公正性の確保を図るため三郷市地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)	部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託にあたっては、中立性及び公正性の確保を図るため三郷市地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)
---	--

(議案第 6 5 号参考資料)

三郷市下水道条例新旧対照表

現行	改正案
(排水設備指定下水道工事店の指定) 第9条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者(以下「指定下水道工事店」という。)でなければ、行ってはならない。 (新設) (新設) 2・3 (略) (指定の申請) 第9条の2 (略) 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 排水設備等の新設等の工事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第9条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属</u>することとなる<u>責任技術者の氏名</u> 3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>専属</u>することとなる<u>責任技術者の第9条の9の規定により交付された責任技術者証の写し</u> (5) (略) (指定の基準)	(排水設備指定下水道工事店の指定) 第9条 排水設備等の新設等の工事は、<u>次の各号に掲げる工事を除き</u>、市長の指定を受けた者(以下「指定下水道工事店」という。)でなければ、行ってはならない。 (1) <u>当該排水設備等の形状等を勘案し、指定下水道工事店以外の者が行うことが適当なものとして規則で定める工事</u> (2) <u>特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事</u> 2・3 (略) (指定の申請) 第9条の2 (略) 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 排水設備等の新設等の工事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第9条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任</u>することとなる<u>排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)</u>の氏名並びに<u>他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u> 3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>選任</u>することとなる<u>責任技術者に係る第9条の9の規定により交付された責任技術者証の写し</u> (5) (略) (指定の基準)

第9条の3 市長は、第9条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。

(2)～(4) (略)

2 (略)

(排水設備工事責任技術者)

第9条の4 指定下水道工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。

2・3 (略)

(責任技術者の登録の資格)

第9条の7 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) (略)

- (2) 次項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者

(3) (略)

3・4 (略)

(除害施設の設置等)

第14条 使用者は、次の表に定める基準に適合しない汚水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないものを除く。)を公共下水道に継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

水質の項目	水質基準
(略)	
11 1から10までの項に掲げる物質又	(略)

第9条の3 市長は、第9条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに、第9条の5第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者を選任していること。

(2)～(4) (略)

2 (略)

(責任技術者)

第9条の4 指定下水道工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第1項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、埼玉県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

2・3 (略)

(責任技術者の登録の資格)

第9条の7 (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

(1) (略)

- (2) 第4項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者

(3) (略)

3・4 (略)

(除害施設の設置等)

第14条 使用者は、次の表に定める基準に適合しない汚水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないものを除く。)を公共下水道に継続して排除するときは、除害施設を設けてこれをしなければならない。

水質の項目	水質基準
(略)	
11 1から10までの項に掲げる物質又	(略)

は項目以外の物質 で埼玉県又は市が 定める条例により 当該公共下水道が 接続する流域下水 道からの放流水に 関する排水基準が 定められたもの(5 の項に掲げる項目 に類似する項目及 び<u>大腸菌群数</u>を除 く。)		は項目以外の物質 で埼玉県又は市が 定める条例により 当該公共下水道が 接続する流域下水 道からの放流水に 関する排水基準が 定められたもの(5 の項に掲げる項目 に類似する項目及 び<u>大腸菌数</u>を除 く。)	
2～4 (略)		2～4 (略)	

